

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 135

事務事業名	地域福祉計画推進事業
-------	------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	福祉総務課		
課長名	森 克彦	内線	460
担当者名	小森 温美	内線	151

基本目標		持続可能な行財政運営と市民協働の推進
政策	060301	地域コミュニティの活性化とみんなで取り組むまちづくり
施策		地域コミュニティの活性化
関連施策		

会計	一般会計	
款	03	民生費
項	01	社会福祉費
目	01	社会福祉総務費
事業コード	030500	一般福祉対策事業事務費等

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画	大村市地域福祉計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者)	誰(何)に対して事業を行うか 住民、行政、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティアなど		
意図	対象をどのような状態にしたいか 本市が平成23年3月に策定した「おおむら支え合いプラン」(大村市地域福祉計画)に定める各事業に、住民、行政、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティアなど、あらゆる立場の人々の参画を促し、「地域における新たな支え合いの仕組みづくり」「誰もが安心してくらす地域づくり」を進める。あわせて、地域福祉計画推進委員会を定期的に開催し、本計画の着実な推進を図る。		
事業概要	意図を達成するために実施することは何か 1 本計画に定める各事業の実施および関係各課、関係機関への働きかけ(主な事業) ・災害時要援護者の支援(「おおむら災害時助け合いプラン」に基づく、対象者の台帳登録・町内会(自主防災組織)との情報共有協定締結や福祉介護避難所開設に向けた取組みなど) ・地域福祉活動計画に基づく小学校区単位の地区福祉活動を社協と共に支援する。 ・地域福祉活動の担い手づくりの推進 2 地域福祉計画推進委員会の開催による計画の進捗状況の把握と評価、および推進方法の検討		
事業期間	平成 23 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営
根拠法令、要綱等	社会福祉法、大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 地域福祉計画推進委員会開催数	計画値	2	2	4	2	
		実績値	2	2	1		
	達成度	%	100.0%	100.0%	25.0%		
成果指標	① 災害時要援護者登録者数	計画値	800	770	820	850	
		実績値	752	807	820		
	達成度	%	94.0%	104.8%	100.0%		
② 町内会(自主防災組織)との災害時要援護者情報共有協定の締結数	計画値	件	45	55	55	55	
	実績値	53	53	53			
	達成度	%	117.8%	96.4%	96.4%		
※実績値は年度末の累計							

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	2,146	1,813	241	413	542	542	542	0
国庫支出金								
県支出金	2,014							
地方債								
その他								
一般財源	132	1,813	241	413	542	542	542	
② 人件費(千円)	12,735	11,202	5,964	5,040	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	1.60	1.48	0.83	0.66				
時間外勤務(時間)	10	9	55	120				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	14,881	13,015	6,205	5,453				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	・地域福祉計画の取組状況について庁内関係課及び社会福祉協議会に対して調査し、年2回の推進委員会を開催、事業の評価を行った。 ・平成27年度から地区福祉活動を推進するために、活動の中心となる社会福祉協議会職員を新たに採用し、地区社協の活動計画作成を進めた。 ・災害対策基本法の改正にともない、避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務付けられたことを受け、新たに名簿を作成した。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	・本計画には、市の各課が所管する事業や社会福祉協議会の事業が盛り込まれているものの、市役所全体および社会福祉協議会の推進体制が不十分などところがある。 ・避難行動要支援者名簿の平常時における支援者に対しての情報提供のためには、同意が必要とされており、同意取得に向けての制度設計と情報を所有する関係課との連携が必要である。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	

本計画の進捗管理を継続して行うため、地域福祉計画推進委員会の開催は必要である。また、平成19年度に始まった災害時要援護者支援の取組を今後も継続していくための必要最低限の経費であり、削減の余地はない。

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入していません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	・地域福祉活動計画の実施に向けて、社会福祉協議会と連携し、地域の福祉活動の協力支援を行う。 ・各課取組事業について状況確認をしながら、社会制度に応じた地域福祉計画の見直しを計画する。 ・関係課と避難行動要支援者の支援について、今後の方針を検討していく。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	・本市の地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動を着実に実行していくことが期待できる。 ・地域における避難行動要支援者に対する支援の拡充を図ることができる。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。